

平成16年（行ウ）第20号 ハッ場ダム費用支出差止等請求住民訴訟事件

原告 柏村忠志 外20名

被告 茨城県知事 外1名

第 1 2 準 備 書 面

2008（平成20）年10月27日

水戸地方裁判所 民事第2部 御 中

原告ら訴訟代理人

弁護士 谷 萩 陽 一
外

第1 被告準備書面（16）に対する認否

1 同第1に対して

(1) 同1に対して

認める。

(2) 同2に対して

認める。

2 同第2に対して

認める。

3 同第3に対して

(1) 同 1 に対して

1 日最大取水量について、被告がそのような計算をして算出したものであること、水のマスタープランの最終の推計年が平成 32（2020 年）であることは認める。

(2) 同 2 に対して

1 日最大取水量について、被告がそのような計算をして算出したものであることは認める。その余の点も認める。

(3) 同 3 に対して

被告の主張がそのようなものであることは認める。

第 2 被告準備書面（17）に対する認否及び反論

1 同第 1 に対して

(1) 同 1 に対して

概ね認める。

(2) 同 2 に対して

ア 同(1)に対して

i) 同アに対して

概ね認める。

ii) 同イに対して

概ね認める。

イ 同(2)に対して

概ね認める。

(3) 同 3 に対して

概ね認める。

2 同第 2 に対して

(1) 同 1 に対して

柱書きは争う。

ハツ場ダム建設事業は、特定多目的ダム法上のハツ場ダム建設に関する基本計画の上位計画である河川法上の河川整備基本方針を欠いたまま進められてきた違法な計画であり続けていた。現在、利根川河川整備基本方針は

策定されたが、現在においてもなお、河川整備計画を欠いたままとなっており、違法な計画であり続けている。

ア 同(1)に対して

八ツ場ダム建設計画が、概ね被告指摘のようなものであったことは認める。

イ 同(2)に対して

認める。

ウ 同(3)に対して

争う。

(2) 同2に対して

柱書きは争う。

ア (1)に対して

認める。

イ 同(2)に対して

第1段落のうち、河川法や同法附則に、被告主張のような規定があることは認め、その余は争う。

第2段落のうち、第1文は争う。第2文は不知。原告らの2006年7月14日付第4準備書面参照。

第3段落のうち、利根川水系工事実施基本計画において、被告主張のような計画となっていることは認め、その余は争う。

ウ (3)に対して

争う。

(3) 同3に対して

柱書きは認める。

ア 同(1)に対して

争う。

第4次フルプランは、目標年次を2000年(平成12年)としていたが、それを経過しても次の第5次フルプランの策定がなく、利根川水系の水資源開発計画は行政施策上の根拠を失っている。

イ 同(2)に対して

第1段落は認める。

第2段落のうち、利根川水系及び荒川水系における水資源開発基本計画

において、被告主張のような計画となっていることは認め、その余は争う。

ウ 同(3)に対して
争う。

3 同第3に対して

(1) 同1に対して

ア 同(1)に対して

第1段落は認める。

第2段落のうち、第1文は認める。第2文は争う。

イ 同(2)に対して

第1段落は認める。

第2段落は争う。

ウ 同(3)に対して

争う。

(2) 同2に対して

ア 同(1)に対して

i) 同アに対して

認める。

ii) 同イに対して

第1段落は認める。

第2段落は争う。

iii) 同ウに対して

争う。

iv) 同エに対して

争う。

イ 同(2)に対して

i) 同アに対して

認める。

ii) 同イに対して

第1段落は不知。

第2段落は不知。

第3段落は争う。

iii) 同ウに対して
争う。

ウ 同(3)に対して

i) 同アに対して
不知。

ii) 同イに対して
第1段落は不知。
第2段落は不知。
第3段落は争う。

ウ 同ウに対して
争う。

4 同第4に対して

(1) 同1に対して

ア 同(1)に対して
争う。

なお、原告らの2007年1月30日付第8準備書面、同年10月24日付第11準備書面参照。

イ 同(2)に対して
争う。

ウ 同(3)に対して
争う。

(2) 同2に対して

ア 同(1)に対して

i) 同アに対して
争う。

ii) 同イに対して
争う。

iii) 同ウに対して
争う。

イ 同(2)に対して

i) 同アに対して
争う。

- ii) 同イに対して
争う。
- iii) 同ウに対して
争う。
- ウ 同(3)に対して
 - i) 同アに対して
争う。
 - ii) 同イに対して
争う。
 - iii) 同ウに対して
争う。
- エ 同(4)に対して
 - i) 同アに対して
争う。
 - ii) 同イに対して
争う。
- オ 同(5)に対して
争う。
- カ 同(6)に対して
争う。
- 5 同第5に対して
争う。

第3 被告準備書面(18)に対する認否

- 1 第1の1について、最判平成20年1月18日が出されたこと、その内容について認める。
- 2 第1の2について
 - (1) (1)について
 - ア アは否認ないし争う。
 - イ イは否認ないし争う。

(2) (2)は否認ないし争う。

なお、被告の第1の主張に関しては、最終準備書面において詳しい反論を行う予定である。

3 第2の1は争う。

4 第2の2は争う。

5 第3は争う。

以 上